

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正について（お知らせ）

標記につきましては、令和3年4月26日付け日液協3第3号において、液石法施行規則及び機能性基準の一部改正に対する意見募集についてお知らせしたところです。

この度、意見募集の結果を受け、令和3年6月18日公布、同年12月1日に施行となりましたのでお知らせいたします。

なお、本改正に伴う解説の資料を経済産業省と（一社）全国LPガス協会で協議の上、別添のとおり作成いたしました。

つきましては、事業所等、関係各位にご周知くださいますようお願いいたします。

【経済産業省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/06/20210618-01.html

1. 改正の概要

- ・洪水浸水想定区域（想定最大規模）等で、1m以上の浸水が想定されている地域の消費先に設置されている充てん容器に対して、流出防止の措置を講ずる。
- ・令和3年12月1日現在、設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。

2. 添付資料

- ・省令改正新旧対照表
- ・例示基準新旧対照表
- ・充てん容器等の流出防止に関する解説

以 上

発信手段：メール

担当：木村、高木、北邨